

## 入札説明書

### 1 発注業務の概要

業務名	米子市防災行政無線施設（同報系・移動系）基本設計業務
業務場所	米子市全域
委託期間	契約締結日から平成26年2月28日まで
業務内容	米子市防災行政無線施設デジタル更新に伴う基本設計業務 ※詳細については、別紙仕様書のとおり
最低制限価格	予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、次の計算式により算出された額とし、これを下回る価格で入札があった場合は、当該入札者は落札者となることができないものとする。 (直接人件費+直接経費+その他原価×9/10+一般管理費×3/10) (1,000円未満の端数は、切捨て)×1.05
契約保証金	免除
前払金	請負代金の10分の3以内
部分払	無

### 2 入札参加資格者

入札参加資格者は、単独企業で、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を全て満たす法人とする。

業務実績	単独又は共同企業体の代表者として、防災行政無線デジタル化整備に係る設計業務を受託し、平成25年3月31日までに完了した実績を有すること。
配置技術者	本設計業務に、次に掲げる要件を全て満たす者を管理技術者として配置することができること。 ア 技術士（電気電子部門）、RCCM（電気電子）又は第1級陸上特殊無線技士（実務経験3年以上）のいずれかの資格を有すること。 イ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、入札参加申込日以前の3か月以上前から継続しているものをいう。）にあること。
指名停止	入札参加申込時点において、米子市の競争入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
その他	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。 (2) 次に掲げる税金の滞納がないこと。

	<p>ア 米子市税</p> <p>イ 消費税及び地方消費税</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。</p>
--	---

### 3 設計図書に対する質問及び回答

質問先	<p>米子市総務部入札契約課</p> <p>ファクシミリ 0859-23-5368</p> <p>※ 質問事項を記載した書面(別記様式5号)をファクシミリで送付のこと。</p>
受付期間	平成25年7月22日（月）から同年8月2日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。

### 4 入札参加申込みの期限等

申込期限	平成25年8月2日（金）午後5時
申込場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課 電話 0859-23-5365
提出書類	<p>次の書類を、記載要領に基づき1部ずつ作成し、提出すること。</p> <p>(1) 入札参加申込書（様式第1号）</p> <p>(2) 業務実績調書（様式第2号）</p> <p>(3) 配置予定技術者調書（様式第3号）</p> <p>(4) 次に掲げる税金の滞納がないことを確認するための書面。ただし、米子市の入札参加資格有資格者として登録されている場合は、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>ア 米子市税</p> <p>イ 消費税及び地方消費税</p> <p>(5) 役員等調書兼照会承諾書（様式第4号）</p> <p>ただし、平成25年度に米子市に当該書類を提出している者は、重ねて提出することを要しない。</p> <p>※ 郵送の場合も、平成25年8月2日（金）必着のこと。</p> <p>※ 提出書類様式電子データ（ワード形式）の希望者は、総務部入札契約課（keiyaku@city.yonago.lg.jp）まで、電子メールにて、業務名を明記の上、「提出書類様式希望」と送信のこと。</p>
審査結果通知	<p>平成25年8月6日（火）に、入札参加申込者に対して入札参加資格の有無を確認し、その審査結果を通知する予定。なお、次のいずれかの要件に該当するときは、参加できないものとする。</p> <p>(1) 入札参加資格者としての条件を満たさないとき。</p>

	<p>(2) 市が発注している工事又は業務の施工又は履行が著しく遅れているとき。</p> <p>(3) 賃金及び下請代金の支払並びに労働福祉の状況が著しく不健全であると認められるとき。</p> <p>(4) 市長が公共業務の受注者としてふさわしくないと認めるとき。</p>
--	--

## 5 入札日等

入札日	平成25年8月20日(火)午後1時30分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎401会議室
入札書の提出	持参のこと。 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札書の提出は、認めない。
入札保証金	免除
入札書等の書式	入札書、委任状及び辞退届の書式は、米子市ホームページに掲載されている委託業務に係るものを使用すること。 ※ 代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状(受注者の意思が明確であるものに限る。)を提出のこと。
その他	<p>(1) 入札は、落札者が決定されるまで最高3回まで行う。</p> <p>(2) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。</p> <p>(3) 入札に参加する資格のない者の入札及び他の入札者の代理を兼ねた者の入札は無効とする。</p> <p>(4) 入札者が1者の場合は、入札は実施しないものとする。</p>

## 6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部入札契約課(電話0859-23-5365・ファクシミリ0859-23-5368)とする。
- (2) 入札参加申込みは、入札参加の意向を確認するものであって、必ず入札に参加することができるとは限らない。
- (3) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (4) 資料の作成及び業務内容に関する説明会等は、行わない。
- (5) 本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市契約規則(平成17年米子市規則第43号)及び米子市会計規則(平成17年米子市規則第44号)に定める規定に基づくものとする。

## 入札参加申込書

平成25年 月 日

米子市長 野坂康夫様

業務名 : 米子市防災行政無線施設(同報系・移動系)基本設計業務

上記業務案件への一般競争入札への参加を申し込みます。

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

連絡先 : 担当者名

: 電話番号

: ファクシミリ番号

### <記載要領>

- ・申請日前3ヶ月以内に発行された法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)の写しを添付すること。(米子市の入札参加資格有資格者として登録されている場合は、添付不要)

業務実績調書

会社名		
業務名等	業務名	
	発注機関名	
	業務対象場所	
	履行期間	
	請負金額(最終)	
	受注形態 <small>(該当するものを丸で囲うこと)</small>	単 独 ・ 共 同 企 業 体
業務の概要		

<記載要領>

- 1 入札参加資格者条件となっている「防災行政無線デジタル化整備工事に係る設計業務」に係る実績（平成25年3月31日までに完了したもの）を記入し、契約書の写しを添付すること。その際に、公共工事分での業務実績を優先して記入すること。
- 2 発注者名は、〇〇県〇〇市等、具体的に記入すること。
- 3 請負金額は千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。また、共同企業体の場合は、共同企業体協定書等の写しを添付すること。
- 5 業務概要は、業務内容等について記入のこと。なお、その概要を確認できる書類を添付すること。

## 配置予定技術者調書

次の業務に対する配置予定技術者は、下記のとおりです。

会社名	
配置予定技術者の氏名	
法令による資格 (取得年月日および登録番号)	( )

### <記載要領>

- 1 管理技術者としての配置予定技術者を記載すること。
- 2 入札参加資格者の要件となっている法令による資格は、資格者証等の写しを添付すること。
- 3 配置予定技術者は、3か月以上の継続雇用者であること。継続雇用者であることが確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等）を添付すること
- 4 指名通知後の配置技術者の変更は、原則として認めない。

## 役員等調書兼照会承諾書

平成 年 月 日

米子市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として、鳥取県米子警察署に照会されることを承諾します。

<申請者（本社の役員等）>

役職等	氏名	ふりがな	生年月日	性別

<受任者（権限を委任する営業所の代表者）>

役職名等	氏名	ふりがな	生年月日	性別

**【注意事項】**

- 役員等とは、①法人にあつては非常勤・監査役を含む役員及び権限を委任する支店・営業所等の代表者、②その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等及び権限を委任する支店・営業所等の代表者、③個人事業者にあつては当該個人のことを言います。
- 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている者の同意を取った上で、記載漏れがないよう記入してください。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

設計図書等に対する質問書

平成 年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

住 所  
商号及び名称  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

担 当 者 名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_  
ファクシミリ番号 \_\_\_\_\_

このことについて、次のとおり質問します。

業 務 名 : 米子市防災行政無線施設（同報系・移動系）基本設計業務

番号	質問内容	設計図書等の該当頁

(送信票は必要ありません。この質問書のみFAXしてください。)



平成 25 年 度	部 長	課 長	係 長	精査主任	設 計	念書浄書
-----------	-----	-----	-----	------	-----	------

米子市防災行政無線施設(同報系・移動系)基本設計業務

金 \_\_\_\_\_ 円 也

工 期：契約日～平成26年2月28日まで  
 工事場所：米子市全域

工 種	名 称	品 種	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	小 計	摘 要
1.	業務委託料			1.0	式			
	総 合 計							

工種	名 称	品 種	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	小 計	摘 要
1.	業務委託料							
A.	直接人件費			1.0	式			
B.	直接経費			1.0	式			
C.	その他原価			1.0	式			
	業 務 原 価							
	一 般 管 理 費 等			1.0	式			
	業 務 価 格 計							
	消費税及び地方消費税相当額			1.0	式			
	合 計							

米子市防災行政無線施設（同報系・移動系）  
基本設計業務仕様書

平成25年7月

米子市

# 米子市防災行政無線施設（同報系・移動系）基本設計業務仕様書

## 第1章 総 則

### 1. 背 景

米子市は、平成17年3月31日に1市1町の合併により米子市となった。現状、旧米子市、旧淀江町にて整備した防災行政無線施設でそれぞれ単独運用を行っているが、老朽化が進んでおり更新整備する。

これにより、災害情報等を米子市役所から米子市全域に対して迅速に配信できる体制を整える。

### 2. 目 的

本仕様書は、米子市（以下「甲」という。）が旧市町ごとに設置している防災行政無線施設（同報系・移動系）の統合とデジタル化を受託者（以下「乙」という。）が、甲の環境及び運用を理解し、最適なシステム構築に必要な基本設計書を策定することを目的とする。

### 3. 委託業務名

米子市防災行政無線施設（同報系・移動系）基本設計業務

### 4. 業務対象場所

米子市全域

### 5. 業務委託期間

契約締結日から平成26年2月28日まで

### 6. 関係法規など

本業務の実施にあたり、本仕様書に定めるほか、次の関連法規に準拠するものとする。

- (1) 電波法ならびに同法関係規則
- (2) 有線電気通信法及び関係法令
- (3) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (4) 建築基準法及び同法施行令
- (5) 日本工業規格（JIS）
- (6) 日本電機工業会規格（JEM）
- (7) 総務省 市町村デジタル同報通信システムの推奨規格
- (8) 社団法人電波産業会 標準規格 ARIB STD-T86 及び T79、T80
- (9) 米子市地域防災計画
- (10) 米子市諸規則
- (11) その他関連法規等

## 7. 業務計画書

「乙」は、本業務を実施するにあたり、次の書類を「甲」に提出し、承認を得るものとする。

### (1) 業務計画書

※下記の項目を含んだものを提出すること。

- ①役割分担
- ②計画策定及びマスタースケジュール
- ③業務運営ルール（定例会議日程や電子ファイル送受信時の決め事など）
- ④業務実施状況報告の方法及び内容
- ⑤業務実施体制図及び連絡先一覧
- ⑥業務で使用する様式等の雛形一式
- ⑦その他、必要と認める内容

### (2) 業務着手届

### (3) 業務工程表

### (4) その他「甲」が必要と認める資料

## 8. 回線設計システム

「乙」は、回線設計システムを自社所有し、「甲」の要求するエリアシミュレーション図等の作成に速やかに対応できること。

## 9. 資 格

(1) 予定配置の管理技術者は、技術士（電気電子部門）、RCCM（電気電子）、第1級陸上特殊無線技士（実務経験3年以上）のいずれかの資格を有すること。

(2) 「乙」は、防災行政無線デジタル化整備工事に係る設計業務を受託した実績を有していること。（平成25年3月31日までに完了した業務に限る。）

## 10. 損害賠償

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、「乙」の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に「甲」に報告するものとする。

## 11. 秘密の保持

「乙」は、本業務の遂行により知りえた情報を「甲」の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の業務完了後においても同様とする。

## 12. 関係官公署への手続き

(1) 必要に応じて、防衛省中国四国防衛局及び総務省中国総合通信局等との関係官庁等に対する諸手続きは、「甲」と協議の上、「乙」において迅速に処理しなければならない。

なお、それらに必要な打合せ等は本業務に含まれるものとする。

(標記関係官公署への協議は、それぞれを同日に行うこととし、2回実施予定とする。)  
※今回の更新整備は、実施設計及び整備工事において防衛省補助の活用を想定しているため、必要に応じて行う防衛省中国四国防衛局等への協議及び資料作成等の諸手続について、完全に履行すること。

(2) 本市の実情を十分理解し、きめ細やかな対応を行うこと。

(3) 本業務に従事する主たる技術者は、常に本市担当職員との連絡が可能であるとともに、本業務への対応が可能であること。

### 1 3. 成果品の瑕疵

「乙」は、納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は「甲」の指示に従い、必要な処理を行わなければならない。なお、瑕疵に対する処理経費は「乙」が負担するものとする。

### 1 4. 成果品の帰属

本業務の成果品及びデータは、全て「甲」の所有とし、「甲」の承諾を受けないで他に公表、貸与または使用してはならないものとする。但し、ソフトウェアプログラムなど「乙」あるいは第三者が保有すると認められる著作物については、その著作物は留保されるものとし、「甲」はその一部使用权及び使用許諾をもって使用するものとする。

### 1 5. 諸手続き

「乙」は、地域・施設の調査及び電波伝搬調査等にあたり、手続きの必要な地域、施設、建物などに立ち入る必要がある場合は、事前に甲と協議の上、所定の手続きを行うこと。

### 1 6. 制限事項

(1) 「乙」は、本業務が対象とする防災行政無線設備の設置請負工事入札に参加できないものとする。

(2) 「乙」は、本件業務の主たる処理を他に委託し、また、請け負わせてはならないものとする。ただし、予め書面により当市の承認を得た場合は、この限りではない。主たる処理とは、次に掲げるものをいう。

ア. 総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的な判断

イ. 解析業務における手法の決定及び技術的な判断

(3) 「乙」は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く設計業務の一部を再委託するにあたっては、当該設計業務の遂行能力を有する者を選定しなければならない。

(4) 「乙」は、前項の設計業務を再委託する場合は、協力会社の設計業務執行体制、経歴等の概要を本市に提出しなければならない。

### 1 7. 打合せ及び記録等

(1) 「乙」は、設計業務を適切かつ円滑に実施するため、本市と連絡を密接に取り、設計

業務の方針、条件等の質疑に応じること。

- (2)「乙」は、設計業務の進捗に応じて、業務ごとに本市へ中間の報告をし、十分な打合せを実施すること。
- (3)「乙」は、本市から進捗状況の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (4)「乙」は、本市との打合せを実施した都度、その内容について打合せ記録簿に記録し、本市の確認を受けなければならない。

#### 18. 検 査

業務完了後検査を受け、必要ある場合は、速やかに修正を行い再検査を受けるものとする。

#### 19. 疑 義

「乙」が本仕様書の記載事項について疑義が生じた場合は、「甲」と協議して取り決めるものとし、「乙」の一方的な解釈で業務を実施してはならない。協議において取り決められた事項は、本仕様書に優先する。

#### 20. その他

- (1) 業務の実施に伴い必要とされる設備機器等は、すべて「乙」が調達・負担すること。
- (2)「乙」は、本業務を実施するにあたり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令等に  
従い実施するものとする。
- (3)「乙」は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。  
成果物等において、特定の製品名、製造所名又はこれらが推測されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ本市担当職員と協議し、承諾を得なければならない。
- (4)「乙」は、対象となる財源（補助金等）について、本市担当職員に協力及び助言を行うこと。

## 第2章 同報系システムの基本設計業務

### 1. 既設システム

#### (1) 旧米子市 アナログ 60MHz 市町村防災行政無線システム

- ① 親局 1局 (NEC 製)
- ② 中継局 0局
- ③ 屋外拡声子局 237局
- ④ 戸別受信機 約 300局
- ⑤ J-ALERT 1台

#### (2) 旧淀江町 アナログ 60MHz 市町村防災行政無線システム

- ① 親局 1局 (Panasonic 製)
- ② 中継局 0局
- ③ 屋外拡声子局 19局
- ④ 戸別受信機 約 3,000局
- ⑤ J-ALERT 1台

### 2. 同報系システムの基本設計業務

同報系システムとは、住民に防災情報や行政情報を一斉伝達するシステムを言い、60MHz 同報系防災行政無線のみを指した用語ではない。

業務の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 情報収集・現状把握

既設設備の把握及び新設設備を配置する箇所の情報を整理する。また、設計に必要な図面や場所特定に必要な関連情報を整理し、必要な資料の収集を行う。

#### (2) 導入システムの比較検討

災害時も住民に対し、情報提供するシステムを構築するにあたり、防災行政無線 (60MHz・260MHz) に限定せず、MCA 無線、コミュニティ FM、地域コミュニティ無線などのさまざまなシステムを以下の項目も含め、比較検討すること。

なお、システムの検討にあたっては、本市の風土及び市勢、緊急時、災害時を考慮した経済的かつ効率的で耐久的に優れたシステムとなるよう、システムの概要及び整備方針について検討すること。

また、J-ALERT との接続等の検討を行い、全体のシステム構成を行うものとする。

- ① システムの長所、短所
- ② 災害時の有効性
- ③ 伝達範囲
- ④ 費用対効果など

なお、システム検討にあたっては、現在運用している公民館単位での個別放送と同



等の機能を保持でき、総務省中国総合通信局が許可するシステムであること。

また、現在運用している各屋外拡声子局でマイク放送ができる機能を保持すること。

### (3) 中継局設備の設置場所検討

中継局候補地については、用地取得、受電等問題がないか確認すること。また、隣接する無線局調査も行うこと。

#### ①土地所有者等の確認

設置予定場所の地権者等の確認、将来にわたる設置継続性等について、都市計画図などにより確認しておくこと。

#### ②地下埋設物の確認

設置予定箇所付近の電気・ガス・水道管・NTT回線等の埋設状態や史跡埋没がないか等について確認すること

#### ③商用電源の確保

建設工事や実運用の際に必要な商用電源が確保できるかについて確認すること。

#### ④通行道路等の確保

建設工事や運用開始後の設備保守等のための機材置き場や取付道路の確保等について確認すること。

### (4) 遠隔制御局

遠隔制御局の設置に必要な場所の確認及び配線、配管ルート of 調査その他必要事項について確認すること。

### (5) 再送信子局

再送信子局の設置位置の確定に必要な確認を実施すること。尚、確認にあたっては特に次の点を考慮すること。

- ・周辺の人家の分布状況、地形、建造物構造

- ・気象条件、周囲雑音、樹木等の障害物

#### ①土地所有者等の確認

設置予定場所の地権者等の確認、将来にわたる設置継続性等について、都市計画図などにより確認しておくこと。また、用地交渉等が必要な場合は、市の要求する資料を作成すること。

#### ②地下埋設物の確認

設置予定箇所付近の電気・ガス・水道管・NTT回線等の埋設状態や史跡埋没がないか等について確認すること。

#### ③商用電源の確保

建設工事や実運用の際に必要な商用電源が確保できるかについて確認すること。

#### ④通行道路等の確保

建設工事や運用開始後の設備保守等のための機材置き場や取付道路の確保等に

について確認すること。

(6) 机上回線設計

導入する無線システムのエリアシミュレーション図を作成し、その結果から最適な回線設計を行うこと。また、総務省中国総合通信局との協議に必要な資料を作成し、同行すること。

(7) 親局設備の設置場所検討

設備の設置スペース、庁舎の改修等の必要性及び配線、配管ルート等を検討するとともに、更新期間の旧施設との並行運用方法についても検討すること。また、親局設置場所が停電した場合の対策も検討すること。

(8) 屋外拡声子局の検討

屋外拡声子局については、新設局を基本として設置位置の確定に必要な確認を実施すること。尚、確認にあたっては特に次の点を考慮すること。

- ・周辺の人家の分布状況、地形、建造物構造
- ・気象条件、周囲雑音、樹木等の障害物

①既設空中線柱の再利用の確認

保守情報を基に再利用について検討すること。

(1) 旧米子市

子局地際発錆有 81局

子局地際発錆無 156局

(2) 旧淀江町

子局地際発錆有 0局

子局地際発錆無 19局

②土地所有者等の確認

設置予定場所の地権者等の確認、将来にわたる設置継続性等について、都市計画などにより確認しておくこと。

③地下埋設物の確認

設置予定箇所付近の電気・ガス・水道管・NTT回線等の埋設状態や史跡埋設がないか等について確認すること。

④商用電源の確保

建設工事や実運用の際に必要な商用電源が確保できるかについて確認すること。

⑤通行道路等の確保

建設工事や運用開始後の設備保守等のための機材置き場や取付道路の確保等について確認すること。

⑥難聴地区の調査

既設屋外拡声子局からの音達状況を図示し、難聴地域を把握した上、有効な対

策を検討すること。

(9) 戸別受信機の検討

戸別受信機に関して、費用対効果や運用方法などから、今後の導入の方向性を示すこと。

(10) 情報伝達の多様化に伴う連携等

デジタル化のメリットを活用した機能について導入効果等を検討するとともに、情報発信メディアの多様化に伴う下記システムとの連携について検討すること。

- (1) 米子市ホームページ
- (2) メール配信システム
- (3) 緊急速報メール (NTT ドコモ、au、ソフトバンク)
- (4) その他、本市が必要とするもの

(11) スピーカー音達

トランペットスピーカーの他、長距離スピーカー等の採用について検討すること。  
また、必要に応じて音達調査を実施すること。

(12) 整備計画策定

概算事業費を算出し、全体システムの整備計画の策定を行う。既設設備の利用がある場合は、運用に支障が出ないように計画を検討する。

また、10年間のシステム保守管理費及び維持(ランニング)コスト概算費用を取りまとめること。

### 第3章 移動系システムの基本設計業務

#### 1. 移動系システムの基本設計業務

移動系システムとは、汎用的な通信手段が途絶した場合に、行政職員間の情報伝達手段を確保する目的で設置されるシステムを言い、260MHz 移動系防災行政無線のみを指した用語ではない。

業務の内容は、次のとおりとする。

##### (1) 導入システムの比較検討

災害時も、行政区域内のどこでも使える行政職員間の連絡手段として、防災行政無線(260MHz)に限定せず、MCA 無線、災害時優先電話、衛星電話などのさまざまなシステムを以下の項目も含め、比較検討すること。

なお、システムの検討にあたっては、本市の風土及び市勢、緊急、災害時を考慮した経済的かつ効率的で耐久的に優れたシステムとなるよう、システムの概要及び整備方針について検討すること。

- ① システムの長所、短所
- ② 災害時の有効性
- ③ 伝達範囲
- ④ 費用対効果など

##### (2) 中継局設備の設置場所検討

市内全域に電波伝搬を可能とするための中継局の設置が必要な場合は、その場所を検討すること。

##### (3) 机上回線設計

必要に応じ、導入するシステムのエリアシミュレーション図を作成し、その結果から最適な回線設計を行うこと。

##### (4) 基地局設備の設置場所検討

基地局、操作卓等の機器設置場所を調査し、更新期間の並行運用方法についても検討すること。また、基地局設置場所が停電した場合の対策も検討すること。

##### (5) 移動局の検討

###### ① 配備場所の検討

移動局を配備する施設等を検討すること。

###### ② 配備機種 of 検討

システムにより、半固定型・車載型・携帯型など、それぞれの配備数量を検討すること。

(6) 整備計画策定

概算事業費を算出し、全体システムの整備計画の策定を行う。既設設備の利用がある場合は、運用に支障が出ないように計画を検討する。

また、10年間のシステム保守管理費及び維持（ランニング）コスト概算費用を取りまとめること。

## 第4章 成果品の作成等

### 1. 基本計画書の作成

基本計画書は、同報系・移動系それぞれ、下記資料を提出すること。なお、提出部数は2部とする。

なお、概算整備費用については、整備スケジュールにあわせ、整備年度ごとの費用を算出すること。

また、基本設計書の概要版も作成すること。

- (1) 各種調査・検査報告書
- (2) 保守管理及び維持管理概算費用
- (3) その他、市が必要とする資料

### 2. 作業スケジュール

主な作業スケジュールは、下表のとおり。

時 期	内 容
~9月末まで	親局・基地局の調査（停電対策含む）。机上回線設計。中継局の検討。
~10月末まで	屋外拡声子局劣化度調査。難聴地区の対策。中継局の決定。
~11月末まで	戸別受信機の導入方針検討。導入システムの検討（システム比較表）。
~12月末まで	導入システムについて担当課と協議。総通打ち合わせ。移動局の決定。
~1月末まで	導入システムの決定。概算費用の作成。構築スケジュールの検討。
~2月末まで	基本設計書の作成。概要版の作成。
~2月末まで	成果品の作成。

### 3. 成果品

#### (1) 納入物

- |                 |      |
|-----------------|------|
| ① 基本設計書         | 3部   |
| ② 基本設計書（概要版）    | 3部   |
| ③ 打ち合わせ議事録      | 3部   |
| ④ ①~③の電子データ     | 1部   |
| ⑤ 電子成果品         | 1式   |
| ⑥ その他、甲が必要とする資料 | 別途指示 |

#### (2) 納入期限

成果品の納入期限は、平成26年2月28日までとするが、各委託業務項目の期限については、前2項の「作業スケジュール」に従うこと。